

1 法人運営基本規則

- 第1章 総則**
- 第2章 入会**
- 第3章 登録の変更**
- 第4章 退会**
- 第5章 会費滞納に対する処分**
- 第6章 代議員**
- 第7章 経営企画会議**
- 第8章 学協会長会議**
- 第9章 委員会**
- 第10章 セクション及びサイエンスボード**

第1章 総則

(趣旨)

第1条 この規則は、定款により、理事会において定めるものとされている事項、その他本法人の運営において基本となるべき事項について定めるものとする。

第2章 入会

(入会申込書)

第2条 この法人に正会員として入会しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した入会申込書を提出（事務局開設の電気通信回線を用いた電磁的方法を含む。）して申し込むものとする。

- (1) 氏名及びそのローマ字表記
 - (2) 生年月日
 - (3) 現住所及び連絡先
 - (4) 勤務先及び職名（学生の場合は在籍する学校名、年次及び卒業予定年月日）
 - (5) 希望する登録区分（一つ）
 - (6) 希望するセクション（一つ又は複数）
 - (7) 希望するセクションのうち主たるセクション（一つ）
- 2 この法人に団体会員又は賛助会員として入会しようとする団体は、次の各号に掲げる事項を記載した入会申込書を提出するものとする。

- (1) 会員種別
 - (2) 団体名及びそのローマ字または英語表記
 - (3) 代表者氏名及びそのローマ字表記
 - (4) 所在地及び連絡先
 - (5) 納入する会費
- 2 この法人に賛助会員として入会しようとする個人は、次の各号に掲げる事項を記載した入会申込書を提出するものとする。
- (1) 氏名及びそのローマ字表記

- (2) 現住所及び連絡先
- (3) 納入する会費

(入会の承認)

- 第3条** 会員としての権利は、所定の入会申込書が年会費を添えて提出され（事務局開設の電気通信回線を用いた電磁的方法を含む。）、それが受理された時点で発生する。
- 2 会員は理事会の入会の承認とともに固有の会員番号を付与されるものとする。
 - 3 理事会において入会を承認したときは、会長はすみやかに会員名簿に登録し、かつ、本人および第4条により所属を承認したセクションにその旨通知する。

(所属登録区分及びセクション)

- 第4条** 新たに正会員になろうとする個人は、第2条の入会申込書の所定欄に所属を希望する登録区分及びセクションを記入して申請し、理事会の承認を受ける。
- 2 正会員が所属できる登録区分は1つのみとする。
 - 3 正会員は、複数のセクションに所属することができる。

第3章　登録の変更

(登録事項の変更)

- 第5条** 会員名簿記載事項について変更があったときは、会員はその旨を本法人にすみやかに届出（事務局開設の電気通信回線を用いた電磁的方法を含む。）なければならない。

(所属登録区分、セクションの変更)

- 第6条** 登録区分、セクションの所属の変更を希望する正会員は、所定の変更申込書に氏名、会員番号、変更を希望する登録区分を記入のうえ提出（事務局開設の電気通信回線を用いた電磁的方法を含む。）し、理事会の承認を受ける。

第4章　退会

(退会の際の滞納会費の取扱い)

- 第7条** 本法人から退会する正会員及び団体会員、賛助会員に会費の滞納がある場合は、退会の際、これを納入する。

(退会届)

- 第8条** 本法人から退会する正会員及び賛助会員は、次の各号に掲げる事項を記載した退会届を提出するものとする。
- (1) 氏名
 - (2) 会員番号
- 2 本法人から退会する団体会員あるいは賛助会員たる団体は、次の各号に掲げる事項を記載した退会届を提出するものとする。
 - (1) 団体名
 - (2) 会員番号

(准会員の資格の喪失)

第9条 学生会員またはそれに準ずる会員は、年会費や参加登録費の徴収を必要としない准会員として扱われるが、この准会員は、学部を卒業した時点で准会員としての扱いが終了し、正会員となる。

第5章 会費の滞納に対する処分

(会費滞納に対する処分)

第10条 会費を滞納した会員については、次に掲げる各号の処置をとることができる。

- (1) 登録料等を非会員扱いとすること。
- (2) ニュース、雑誌への投稿を制限すること。

第6章 代議員

(代議員の職務)

第11条 代議員は、会員を代表し、社員として総会で付議事項を審議及び議決する。

(代議員の報酬)

第12条 代議員は無報酬とする。

(代議員の解任)

第13条 代議員が次の各号の一に該当するときには、理事会において理事の現在数の4分の3以上の決議により社員総会に付議し、社員総会において社員の議決権の4分の3以上の決議により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため職務の執行に堪えないと認められるとき
- (2) 職務上の義務違反その他代議員たるにふさわしくない行為があると認められるとき

第7章 経営企画会議

(構成及び職務)

第14条 理事会の円滑な運営を図るため、会長の諮問機関として、理事会内に経営企画会議を設ける。

2 経営企画会議は、会長が指名した理事若干名によって構成される。

第8章 学協会長会議

(任期等)

第15条 学協会長会議の委員は、団体会員の登録代表者が就任し、登録代表者の交代に伴い委員も当然に交代するものとする。

- 2 学協会長会議の議長は、委員の互選により選出する。
- 3 委員本人がやむを得ず出席できない場合には、団体会員にあってこれに準ずる立場の者が委員本人に代わって出席できるものとする。

第9章 委員会

第16条 この法人の円滑な運営を図り、地球惑星科学の発展と普及に寄与するため、法人運営基本規程において設置されている選挙管理委員会及び役員候補者推薦委員会の他、次の委員会を設置する。

- (1) 総務委員会
- (2) 財務委員会
- (3) 広報普及委員会
- (4) 環境災害対応委員会
- (5) ダイバーシティ推進委員会
- (6) 教育検討委員会
- (7) 情報システム委員会
- (8) ジャーナル企画経営委員会
- (9) ジャーナル編集委員会
- (10) 大会運営委員会
- (11) グローバル戦略委員会
- (12) 頤彰委員会
- (13) 倫理委員会

(委員会の組織)

第17条 委員会は、正会員の中から理事会が推薦し、会長が委嘱する委員により構成する。

- 2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって選任する。
- 3 委員長は、委員会を代表する。
- 4 各委員会は、その担当業務を円滑に進めるため、理事会の承認を得て、小委員会等の必要な下部組織を設けることができる。

(委員会の運営)

第18条 委員長は、必要があると認めるときは、委員会を招集し、その議長となる。

- 2 委員会の決議は、委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。可否同数のときは議長の採決するところによる。
- 3 前項の場合において、議長は委員として表決に加わることはできない。

(各委員会規則)

第19条 その他、各委員会の任務、構成、任期並びに運営に関し必要な事項は、別に各委員会規則において定める。

- 2 各委員会の下に置かれた小委員会等の任務、構成、任期並びに運営に関し必要な事項は、別に各小委員会等の内規において定めるものとする。

第10章セクション及びサイエンスボード

(セクション制)

第20条 本法人には、学術活動主体としてのセクションを設置する。

2 本法人には、設立時に以下の5つのセクションを置く。

- (1) 宇宙惑星科学セクション
- (2) 大気水圏科学セクション
- (3) 地球人間圏科学セクション
- (4) 固体地球科学セクション
- (5) 地球生命科学セクション

(サイエンスボード)

第21条 各セクションには、サイエンスボードを設ける。

2 各セクションのサイエンスボードには、正会員による選挙によって代議員の中から選出された各セクションの代表者（以下、「セクションプレジデント」という。）を1名置く。

3 セクションプレジデントの任期は、翌事業年度の6月から2年間とする。セクションプレジデントの選挙に関する事項は、理事会の決議により別に定めるところによるものとする。

4 セクションプレジデントが、サイエンスボードを組織する。

5 サイエンスボードには、代議員でない正会員を加えることができる。

(ユニオンサイエンスボード)

第22条 各サイエンスボードを統括するものとして、理事会の下に、ユニオンサイエンスボードを設ける。

2 ユニオンサイエンスボードは、会長、副会長、各セクションのセクションプレジデント、並びに理事会の承認を経て会長が委嘱した有識者及び会長が指名する若干の理事をもって構成する。

3 ユニオンサイエンスボードの議長は、会長が務めるものとする。

(サイエンスボードのあり方)

第23条 各セクションのサイエンスボード及びユニオンサイエンスボードにおいては、地球惑星科学全体の将来を見据えた自由な議論を日常的に進め、地球惑星科学全体の発展をサイエンスの立場から強力に推進するものとする。

2 各セクションのサイエンスボード及びユニオンサイエンスボードは、前項の目的を達成するに必要な組織を結成して、活動することができる。

附則

- (1) この規則は、この法人の設立の登記の日に遡って適用されるものとする。
- (2) 2013年12月19日 第21条改正
- (3) 2014年3月8日 第16条改正
- (4) 2014年4月28日 第16条改正
- (5) 2014年7月12日 第16条改正

- (6) 2014年8月23日 第16条改正
- (7) 2014年10月24日 第16条改正
- (8) 2015年7月18日 第16条改正
- (9) 2016年9月30日 第10条改正
- (10) 2020年3月24日 第16条改正